

熊本県立劇場で使用する電気
(令和3年度分調達)

入札説明書

公益財団法人熊本県立劇場

入札説明書

熊本県立劇場で使用する電気の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

競争入札に参加する者は、この入札説明書及び仕様書その他関係規定を熟読のうえ入札するものとする。

この場合において仕様書等について疑義がある場合は、質疑書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名

熊本県立劇場で使用する電気

(2) 予定数量

1, 643, 064キロワット時

(3) 調達業務に係る発注・契約、入札担当部署

公益財団法人熊本県立劇場 総務グループ

郵便番号 862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号

電話番号 096-363-2234

ファックス番号 096-371-5246

(4) 調達物品の内容

4(2)により取得する入札説明書及び熊本県立劇場で使用する電気仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 調達期間（供給期間）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 供給場所

熊本市中央区大江2丁目7番1号 熊本県立劇場

(7) 契約の種類

単価契約

(8) 入札方式

この入札は、入札書による紙入札とする。

(9) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。

(10) 入札金額の積算方法等

ア 入札金額は、力率100%のもとで使用する調達期間における基本料金、従量料金及びその他割引料金の総額110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の合計額とする。

また、添付する内訳書において、基本料金（予備線を含む）、従量料金及びその他割引料金の単価等が明らかとなること。

ただし、入札金額には、燃料費の変動に伴う発電費用の変動額（燃料費等調整額）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金）は含まないものとする。

イ 基本料金（予備線含む）の単価は、1月につき契約電力1キロワットに対する「力率割引及び割増」適用前の単価とする。

ウ 基本料金は、基本料金の単価に「力率割引及び割増」を適用した額に、契約予定電力及び月数を乗じた値とする。基本料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

ただし、予備線には力率割引及び割増は適用しない。

エ 従量料金の単価は、使用電力量1キロワット時に対する単価とする。

オ 従量料金は、夏季の平日、夏季の休日、その他季の平日及びその他季の休日に分けて、単価を設定するものとする。

カ 従量料金は、従量料金の単価に予定使用電力量を乗じた値とする。

従量料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

キ その他割引料金の単価及び割引率は、その他割引料金がある場合の単価及び割引率とする。割引の対象となる電力、電力量及び料金は、入札者が定める量及び料金とする。

ク その他割引料金は、その他割引料金の単価に割引の対象となる電力及び電力量を乗じた値又は、その他割引料金の割引率に割引の対象となる料金を乗じた値とする。割引料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

ケ 割引を行うに当たっては、計算方法等を記載した資料を添付すること。

コ 基本料金（予備線を含む）の単価、従量料金の単価、その他割引料金の単価及びその他割引料金の対象となる料金は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

サ 契約単価は、落札者が添付した内訳書に記載する単価とする。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、公益財団法人熊本県立劇場会計規程及び公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(10)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により、有資格者として、業務区分が「物品」かつ業種が「電力・燃料類（電力）」に登録されている者であること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
なお、令和2年4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (8) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 熊本県内に事業所を有する者であること。
- (10) 過去3年の間に熊本県内に所在する建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年12月8日(火)午後5時まで

ただし、11月24日(火)を除く、各日午前9時から午後5時まで。

(4) 提出先

1(3)の担当部署

(5) 確認結果の通知

令和2年12月15日(火)までに郵送により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の担当部署において公告の日から令和2年12月8日(火)午後5時までファックスでのみ受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

熊本県立劇場ホームページ「入札情報」及び1(3)の担当部署において公告の日から令和2年12月16日(水)まで行う。

(3) 入札、開札の方法及び日時等

入札は、入札書による紙入札とする。

ア 入札日時

令和2年12月22日(火)午前10時00分

イ 入札・開札場所

熊本市中央区大江2丁目7番1号 熊本県立劇場 中会議室

ウ 開札時間

アの入札の締切と同時に行う。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再入札を行わなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領第11条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 入札において入札金額等必要な事項が記載されていない入札

エ 有効な内訳書が添付されていない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が、上記(5)の無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格を入札した者を落札者とする。

(8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日

6 問合せ

(1) 問合せ先

公益財団法人熊本県立劇場 総務グループ

郵便番号 862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号

電話番号 096-363-2234

ファックス番号 096-371-5246

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで。

ただし、11月24日(火)、12月14日(月)、21日(月)を除く。